

2019年10月29日

台風19号に伴い被災された地域にお住まいのお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風19号により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

ミライフ東日本株式会社は、台風19号の影響で災害救助法が摘要された地域および隣接する地域のうち、被災されたお客様からの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

1. 対象者

当社と電気のご契約をされている対象地域にお住まいのお客さま

2. 対象地域

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。(10月19日時点)

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

【宮城県】

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、吉本郡南三陸町

【福島県】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双

葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村

【新潟県】

上越市、糸魚川市、妙高市

<上記地域に隣接する地域>

【青森県】

三戸郡階上町

【秋田県】

盛岡市、花巻市、遠野市、奥州市、岩手郡葛巻町、西盤井郡平泉町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村

【秋田県】

湯沢市、雄勝郡東成瀬村

【山形県】

山形市、米沢市、上山市、東根市、尾花沢市、最上郡最上町、東置賜郡高畠町

【福島県】

喜多方市、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡昭和村、東白川郡矢祭町

【新潟県】

三条市、柏崎市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、東蒲原郡阿賀町、南魚沼市湯沢町、南魚沼郡津南町

■参考

内閣府発表

災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※「災害救助法の適用都道府県」は、適宜更新されますので、最新の状況については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参考下さい。

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客様の2019年9月、10月及び11月分の電気料金の支払期日を1ヵ月間延長致します。

※9月分については、支払期日が災害救助法の適用日（10月12日）以降となる地域のお住まいの方が対象となります。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客様が、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金（不使用料金※）は申し受けしません。

※不使用料金は、基本料金の半額

(3) 工事費負担金の免除

被災されたお客様が、被災前と同じ契約内容で2020年4月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費の免除

被災されたお客様が、2020年4月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 被災されたお客様の電気設備の一部が使用不能になった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2020年4月末日まで申し受けません。

(6) 被災されたお客様が、2020年4月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※上記（3）（4）（6）の工事負担金、臨時工事費及び諸工料とは、お客様からの申込より、送配電事業者の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客様にご負担いただくものとします。

4. 特別措置の申込方法

以下の書類をご準備いただき、当社お客様センターへお申込み下さい。

・「り災証明書」等、被害について証明する書類

【お問合せ・お申込み先】

ミライフ東日本株式会社お客様センター

住所：宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1

電話：0120-3612-19

【受付時間】 9：00～17：30（土・日・祝日除く）